

# 個人事業税（県税）

一定の事業を行う個人の前年中の所得にかかります。

## ◆納める人

県内に事務所、事業所があり、次の事業を行っている個人にかかる税金です。

## ◆納める額

| 区分    | 事業の種類                                |                  |                                  |        |          | 税率                |
|-------|--------------------------------------|------------------|----------------------------------|--------|----------|-------------------|
| 第一種事業 | 物品販売業                                | 保険業              | 金銭貸付業                            | 物品貸付業  | ※不動産貸付業  | 課税所得<br>金額の<br>5% |
|       | 製造業                                  | 電気供給業            | 土石採取業                            | 電気通信事業 | 運送業      |                   |
|       | 運送取扱業                                | 船舶ていけい場業         | 倉庫業                              | 駐車場業   | 請負業      |                   |
|       | 印刷業                                  | 出版業              | 写真業                              | 席貸業    | 旅館業      |                   |
|       | 料理店業                                 | 飲食店業             | 周旋業                              | 代理業    | 仲立業      |                   |
|       | 問屋業                                  | 両替業              | 公衆浴場業                            | 演劇興行業  | 遊技場業     |                   |
|       | 遊覧所業                                 | 商品取引業<br>(サウナなど) | 不動産売買業                           | 広告業    | 興信所業     |                   |
|       | 案内業                                  | 冠婚葬祭業            |                                  |        |          |                   |
|       |                                      |                  |                                  |        |          |                   |
| 第二種事業 | 畜産業                                  | 水産業              | 薪炭製造業<br>(主として自家労力を用いて行うもの以外のもの) |        |          | "<br>4%           |
| 第三種事業 | 医業                                   | 歯科医業             | 薬剤師業                             | 獣医業    | 弁護士業     | " 5%              |
|       | 司法書士業                                | 行政書士業            | 公証人業                             | 弁理士業   | 税理士業     |                   |
|       | 公認会計士業                               | 計理士業             | コンサルタント業                         | 設計監督者業 | 社会保険労務士業 |                   |
|       | 不動産鑑定業                               | デザイン業            | 諸芸師匠業                            | 理容業    | 美容業      |                   |
|       | クリーニング業                              | 公衆浴場業(錢湯)        | 歯科衛生士業                           | 歯科技工士業 | 測量士業     |                   |
|       | 海事代理士業                               | 印刷製版業            | 土地家屋調査士業                         |        |          |                   |
|       | あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業 |                  |                                  | 装蹄師業   |          |                   |

※ 不動産貸付業とは、建物（住宅・アパート・貸間・事務所など）や土地（宅地・宅地以外）の貸付け件数（室数・棟数）が10以上の場合などをいいます。また、建物は空室も含みます。

## ◎税額の計算方法

$$\boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{事業専従者控除額}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

(年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得によります。)

## ◆事業専従者控除

事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する人がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

- 青色申告をしている場合………青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- 白色申告をしている場合………事業専従者1人について次のいずれか少ない額

$$(1) \begin{array}{l} \text{配偶者である事業専従者} \cdots 86\text{万円} \\ \text{その他の事業専従者} \cdots 50\text{万円} \end{array}$$
$$(2) \frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$$

## ◆各種控除額

| 項目                      | 控除の内容   |
|-------------------------|---|
| 損失の繰越控除<br>(青色申告者のみ)    | 事業によって生じた損失(赤字)は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。  |
| 被災事業用資産の損失の繰越控除         | 震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。                               |
| 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除 | 事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。なお、青色申告者については、翌年以降3年間を繰り越して控除できます。 |
| 障害者控除                   | 事業を行う人が障害者である場合……………13万円<br>事業を行う人が特別障害者である場合……………14万円  |
| 事業主控除                   | 年額290万円(事業期間が1年に満たない場合は、月割で計算した額。)  |

## ◆申告と納税

### ◎申告

- 申告期限は3月15日です。
- 年の中途に事業を廃止したときは、廃止した日から1ヶ月以内(死亡により事業を廃止したときは4ヶ月以内)に申告することになっています。
- 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

### ◎納税

- 東部県税局、総合県民局(企画振興部)から送られてくる納税通知書によって、8月と11月の2回に分けて納めます。ただし、税額が1万円以下の人には8月に全額を納めることになります。

個人事業税の納税には口座振替を利用されると便利です。  
詳しくは56ページをごらんください。